

大分県報

令和三年
第二三二号
八月十日

（火曜日）

告示

道路区域の変更（二件）……………一
道路の供用開始……………一
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………二

公告

開発行為の完了……………三
競争入札参加者の資格に関する公示……………三
一般競争入札の実施……………四

監査公表

監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………六
監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）……………一

○告示

大分県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和三年八月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和三年八月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三	日田市大字夜明字川崎一八〇五番一 地先から	前	メートル 一七・三 〜 九・八	メートル 九四・五

令和三年八月十日

八六号

日田市大字夜明字エゴ一八三七番八
地先まで

後

二一・七
〜
九・八

九四・五

大分県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和三年八月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和三年八月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道和田大鶴停車場線	日田市大字鶴河内字岩戸 二二七二番三から 日田市大字鶴河内字年ノ 神二二七七番五まで	前	メートル 一七・〇 〜 一一・五	メートル 八四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	メートル 一九・〇 〜 四・〇	メートル 八四・〇 〜 九三・〇	

大分県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和三年八月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和三年八月十日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道和田大鶴停車場線	日田市大字鶴河内字岩戸二二七二番三から	令三・八・一六

大分県報（告示）

日田市大字鶴河内字年ノ神二二七七番五まで

大分県告示第五百一十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和三年八月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区 域の名	市町村	大字	尾園	尾園	所 在 地	番	添 二号海	白杵市	海添	上大手 木	下大手 木	西平原	町	市	町	原ノ地	指定区域	
																	尾園	番
	竹田市	平田	尾園	尾園	地	番				上大手 木	下大手 木	西平原	徳浦宮 町	津久見 市	徳浦宮 町	原ノ地	分)、六六七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六七〇番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、六八一番の一部(標柱二号から四号までを 順次結んだ線の西側の部分)、六九〇番の一部(標柱三号と 四号を結んだ線の西側の部分)、六九一番から六九三番 まで、六九四番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側 の部分)、六九五番から六九七番まで、六九八番の一部 (標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、七〇〇番 一、七〇〇番二、七〇一番から七〇四番まで、七〇五番 一、七〇五番二、七〇六番、七〇七番、七〇八番一、七〇 八番二、七〇九番、七一〇番の一部(標柱四号と五号を結 んだ線の北側の部分)、七一一番の一部(標柱四号と五号 を結んだ線の北側の部分)、七一二番の一部(標柱四号と 五号を結んだ線の北側の部分)、七二三番の一部(標柱四 号と五号を結んだ線の北側の部分)、七二四番の一部(標 柱四号と五号を結んだ線の北側の部分)及び七二五番の一 部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分) 一三六番一から一三六番四まで、一三七番一から一三七番 五まで、一七六番、一七七番の一部(標柱九号と十号を結 んだ線の東側の部分)、一八六番の一部(標柱十号と十一 号を結んだ線の北側の部分)、一八七番の一部(標柱九号 と十号を結んだ線の東側の部分)、一八八番一、一八八番 二、一八九番、一九一番、一九二番一、一九二番二、一九 三番、一九四番一、一九四番二、一九五番、一九六番、二 一四番の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部 分)、二二五番の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北 側の部分)、二二五番の一部(標柱十号と十一号を結んだ 線の北側の部分)、二二六番の一部(標柱十号と十一号を 結んだ線の北側の部分)、二二七番二の一部(標柱十一号 と十二号を結んだ線の西側の部分)、二二七番二、二二三番 一の一部(標柱十一号と十二号を結んだ線の西側の部 分)、二二三番二の一部(標柱十一号と十二号を結んだ線 の西側の部分)、二二三番三の一部(標柱十一号と十二号 を結んだ線の西側の部分)、二三五番一の一部(標柱十一 号と十二号を結んだ線の西側の部分)、二三五番二、二三 八番三、二二九番の一部(標柱十三号と十四号を結んだ線 の東側の部分)、二四三番の一部(標柱十三号と十四号を 結んだ線の東側の部分)及び二五三番の一部(標柱十三号 から一号までを順次結んだ線の東側の部分) 二四四番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部	五七三五番二の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、五七五四番の一部(標柱六号から九号までを順次結んだ線の西側の部分)、五七八二番一の一部(標柱八号から一号までを順次結んだ線の北側の部分)、五七八二番二の一部(標柱八号と九号を結んだ線の北側の部分)、五七九〇番二の一部(標柱九号から二号までを順次結んだ線の北側の部分)、五七九二番一、五七九三番から五七九九番まで、五八〇〇番の一部(標柱二号から七号までを順次結んだ線の南側の部分)、五八〇一番、五八〇一番二、五八〇二番、五八〇三番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、五八〇三番二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、五八〇四番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)及び五八〇六番二の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分) 五四五番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分)、五四五番二、五四六番一の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の北側の部分)、五四六番二の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)、五五〇番一、五五〇番二の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)、五五〇番三の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)、五五〇番四、五五〇番五、五五〇番六の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)及び五五一番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分) 五七三番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分) 六六六番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)

下屋敷	岡見	下上	岡見西

分)、二四五番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、二四六番、二五〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、二五一番の一部(標柱十四号から二号までを順次結んだ線の南側の部分)、二五二番、二六八番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二六九番、二七〇番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)及び二七二番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)

一七四番一、一七四番二、一七五番一から一七五番三まで、一九〇番一から一九〇番三まで、一九七番、一九八番、一九九番一から一九九番四まで、二〇〇番一から二〇〇番四まで、二〇一番から二〇七番まで、二〇八番一、二〇八番二、二〇九番一から二〇九番三まで、二一〇番、二一一番、二一二番一から二一二番三まで、二一三番一から二一三番三まで、二一六番、二一七番一から二一七番三まで、二一八番、二一九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二〇番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二一番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二三番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二四番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、二二六番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、二二六番二、二二七番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)及び二二八番一から二二八番三まで

二二番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、二三番から二五番まで、二六番の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ線の西側の部分)、二七番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分)及び三〇番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の西側の部分)八八番

一〇〇番の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の北側の部分)、一〇一番、一〇二番一、一〇三番から一〇五番まで、一〇六番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、一〇七番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、一〇八番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の西側の部分)、一〇九番、一一〇番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、一一一番の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の南側の部分)、一二五番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、一二六番から一二九番まで、一三〇番一、一三〇番

令和三年八月十日

<p style="text-align: center;">○公 告</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。</p> <p style="text-align: center;">令和三年八月十日</p> <p style="text-align: right;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 開発区域に含まれる地域の名称 佐伯市大字長谷字戸間七千七百十九番一、七千七百二十番一、七千七百二十一番一、七千七百二十二番一及び七千七百二十三番一のうち第一工区</p> <p>二 開発区域の面積 千八百五十七・九三平方メートル(第一工区)</p> <p>三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹 増 貞 信</p> <p>四 完了検査年月日 令和三年七月十九日</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。</p> <p style="text-align: center;">令和三年八月十日</p> <p style="text-align: right;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 調達をする物品等の種類 レーザー加工機 一式</p> <p>二 競争入札の参加者資格</p>	<p>これらの土地に伴う国有地等無番地の全部</p> <p>二、一三二番、一三二番一、一三二番二、一三三番一、一三三番二、一三四番一から一三四番三まで、一三五番一から一三五番四まで、一三七番三から一三七番六まで、一三八番一、一三八番二、一三九番から一四一番まで、一四二番一及び一四二番二</p>
--	---

大分県報(告示・公告)

<p>1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。</p> <p>(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者</p> <p>(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者</p> <p>(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者</p> <p>(五) 国税又は都道府県税を滞納している者</p> <p>(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）</p> <p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七（五〇六）二九六五</p> <p>3 申請の時期</p> <p>令和三年八月十日（火曜日）から同月二十六日（木曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p>	<p>2 更新手続</p> <p>令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法</p> <p>1 申請書の交付場所</p> <p>三の2に同じ。</p> <p>2 インターネットによる入手</p> <p>大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>六 入札参加資格の取消し等</p> <p>1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。</p> <p>(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合</p> <p>(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合</p> <p>(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合</p> <p>(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げの届出を行った場合</p> <p>2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和3年8月10日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達する物品等の種類 レーザー加工機 一式</p> <p>(2) 納入期限 令和4年3月31日</p> <p>(3) 納入場所</p>
--	---

<p>大分県知事が指定する場所</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第26号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して入札参加申請の方法及び期間</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入</p>	<p>入札参加申請を、令和3年8月10日（火）午前10時から同年9月14日（火）午前10時までに 行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年9月14日（火）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和3年8月10日（火）から同月26日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和3年9月21日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用</p>
--	--

<p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加申請が承認された時から令和3年9月21日（火）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和3年9月17日（金）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和3年9月21日（火）午前10時30分</p> <p>12 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項</p> <p>見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>15 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>19 Summary</p> <p>(1) One set of Laser Processing Machine</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 am. 21 September. 2021</p> <p>(3) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2966</p>
<p>○調 査 公 報</p> <p>監査委員公表第676号</p> <p>令和3年3月31日付け監査第788号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方</p>	

自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。
令和3年8月10日

大分県監査委員 首 藤 博 文
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 井 上 明 夫
大分県監査委員 藤 田 正 道

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関 監査実施日 監査結果の指摘事項及びその措置状況

(警察本部)

臼杵津久見警察署
令和2年12月9日、
令和3年1月20日

指摘事項
パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

措置状況

本事業発生後、あらゆる機会を通じて、副署長等が幹部を含めた全署員に対し、下記基本事項などの教養を継続的に実施し、物品の適正管理に対する意識を高め、同種事案の再発防止に努めている。
①当直室に食事専用のテーブルを設置し、食事をする場所とパソコンを使用する場所を分離する。
②劣化したキーボードカバーを更新整備し、外さないようにする。
③パソコン周辺を整理し、付近に液体を置かない。
④食事中はパソコンの画面を閉じる。

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関 監査実施日 監査結果の注意事項及びその措置状況

(知事部局・総務部)

大分県豊肥振興局
大野川上流開発事業事務所
令和2年9月11日、
10月13日

注意事項
競争入札の予定価格調書について、予定価格調書を封書し開札の際これを開札の場所に置か

ればならないとされているが、これを行っている事例が認められた。

措置状況
予定価格調書の封書及び保管の事務処理について、事務所内で共有できていなかったため、入札・契約でマニュアル等をもとに事務所内で研修を行うとともに、内部統制のリスク発現記録簿に追加することで、再発防止に努めた。

(知事部局・福祉保健部)

東部保健所

令和2年9月4日、
9月8日、10月9日

注意事項
現金出納事務について、払い込むべき現金の確認が不十分であったため、手数料等として領収した現金の一部を払い込まず、後日、会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいた事例が認められた。

措置状況

払込み漏れ分については、翌々開庁日に払込み済み。
今後は、毎日終業時に保管現金の確認を行った職員が、その時点で現金出納表に記帳するよう徹底する。
また、銀行払込み時に現金出納表が収支0になることを確認するよう徹底する。

中部保健所

令和2年9月16日、
10月26日

注意事項①
現金出納事務について、払い込むべき現金の確認が不十分であったため、手数料等として領収した現金の一部を払い込まず、後日、会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいた事例が認められた。

措置状況①

現金出納表の記載を徹底するとともに、領収書及び現金を複数の職員で確認し、手数料の入金額と領収金額に差異がないようにした。
また、釣り銭残高を毎日、終業時に複数の職員で確認するようになった。

令和三年八月十日

大分県報（監査公表）

七

	<p>今後ともチェック体制の強化を通じて現金出納事務の適正な処理を徹底していく。</p> <p>注意事項② ETCカード等の管理について、使用者の失念等の理由により、カードの返却が遅延している事例が認められた。</p> <p>措置状況② ETCカードやタイムズカード(大手町駐車場利用終了後)の使用手順(交付、使用、返却)を全職員に再確認させた。 カードの管理担当者が使用簿とカードを毎日金庫から出して手元に置き、直接、交付や返却の管理を行うようにした。 今後とも、カード使用後は直ちに返却するよう、職員の意識向上とチェック体制の強化を通じてカードの適正な利用を徹底していく。</p>	<p>消費生活・男女共同参画プラザ</p> <p>令和2年6月19日、7月16日</p>	<p>起を行った。 併せて、大気測定車のハンドル部分に注意喚起シールを貼付した。 今後は、公用車の駐車の際には、運転手以外の職員が誘導等するよう事故の再発防止に努める。</p> <p>注意事項 令和元年度ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金について、実績報告書の提出があったときに間接補助事業者への支払の確認をせず、事業が完了していないにもかかわらず、額の確定を行い補助金を支払っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助事業者に対し、間接補助事業者への支払状況を確認するとともに、今後、3月20日を目処として間接補助事業者から実績報告書及び交付請求書を受領して精算額を確定させ、3月末までに間接補助事業者への精算払いを終了した上で、4月10日までに実績報告書を提出するよう指導した。</p>
<p>(知事部局・生活環境部)</p> <p>衛生環境研究センター</p> <p>令和2年11月24日、令和3年1月12日</p>	<p>注意事項① 令和元年度及び令和2年度に発注した委託契約計4件について、競争入札に付する際にその予定価格を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならないとされているが、これを行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 企画・管理担当職員で契約事務の手続について、職場研修を実施して改めて確認した。 今後は、会計規則や契約事務規則に則った適正な会計事務処理を行う。</p> <p>注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 衛生委員会や職場研修を通じて、職員へ注意喚</p>	<p>動物愛護センター</p> <p>令和2年12月16日</p>	<p>注意事項 現金出納事務について、払い込むべき現金の確認が不十分であったため、手数料等として領収した現金の一部を払い込まず、後日、会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例などが認められた。</p> <p>措置状況 現金収入があった際、事業担当者から引き継いだ現金を、庶務担当者が現金出納表への記載をせず、そのまま金庫に保管していたが、現金収入の都度、現金出納表に記載して整理し、現在の現金残高を確認できるように改めた。また、現金出納表の記入漏れ及び収入金額と現金残高のずれが生じないように領収書の原符と収入金額の突合確認を行う。</p>
(知事部局・農林水産部)			

農林水産研究指導センター農業研究部	令和2年12月8日から12月9日まで、令和3年1月13日	注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	大分工業高等学校	令和2年11月11日、12月23日	ある案件については、チェックリストを作成し、担当者が出納員が相互に支払漏れが発生しないよう確認を行う。 また、支払決定時に再度出納員が長い長の決裁漏れ等がないか確認を行う。
		注意事項 年度当初の農業研究部全体会議や毎月のチームリーダー会議で注意喚起を行うとともに、令和2年12月には全職員に対して交通安全研修会を開催するなど、安全運転、交通事故等の発生防止に向けた取組を行っている。 今後とも、より一層、交通事故等の発生防止、安全運転の励行及び公用車の適切な管理について、職員への指導を徹底する。			注意事項 現金出納事務について、証明料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
農林水産研究指導センター畜産研究部	令和2年10月13日から10月14日まで、11月16日	注意事項 ETCカード等の管理について、使用者の失念等の理由により、カードの返却が遅延している事例が認められた。	中津北高等学校	令和2年10月21日、11月24日	注意事項 スクールカウンセラーの報酬について、1時間当たりの報酬単価を誤り、過小に支給している事例が認められた。
		措置状況 所属独自でETCカード及びプリペイドカードの使用簿に返却予定日欄を設けるとともに、貸出時には早期の返却を依頼し、返却されない場合は管理担当の担当者または保管責任者から速やかに催促の連絡することで、返却遅延や紛失が生じないよう徹底した。 また、リスク発現状況記録に記載し、部内会議にて当該事例を周知するとともに、今後同様事例が発生することのないよう周知徹底する。			措置状況 報酬の不足額については、令和2年11月10日に追給を完了した。 今後は、辞令等の写しを添付する等で確認するとともに複数名によるチェックを行うことで支給誤りを防ぐ。
(教育庁及び教育機関)			宇佐産業科学高等学校	令和2年10月1日、11月4日	注意事項 課徴収した県立学校授業料の還付について、県費から保護者に対し歳入払戻しを行うべきところ、誤って学校徴収金会計口座から保護者に払い戻し、後日、県費から学校徴収金会計口座に歳入払戻しを行っていた事例が認められた。
香々地青少年の家	令和2年10月14日、11月9日	注意事項 口座振替による電話料及び電気料の支払について、口座への入金遅れで振替不能となったなどの理由により、支払期日後に納付書で支払った事例が3件認められ、このうち1件は支出負担行為決議書兼支出命令書にかしい長の決裁がなかった。			措置状況 今後は、毎月収納すべき授業料の総額と実際に納入された授業料について、毎月月末までに期務

令和三年八月十日

大分県報(監査公表)

	<p>会計システム等により突合・確認を行うとともに、県費会計と学校徴収金(私費)会計の区分を明確にし、会計規則に則った事務処理を行うよう事務室職員で確認した。</p>		<p>損害を生じさせた事例が認められた。</p>
<p>警学校</p>	<p>令和2年11月26日</p> <p>注意事項 給食室ピット清掃業務委託について、仕様書で受託者に義務づけられている作業計画書及び実施結果報告書の提出がされおらず、履行確認が不十分である事例が認められた。</p> <p>措置状況 委託業者に契約書に基づき提出書類の不備があったことを伝え、作業計画書と実施結果報告書の提出を受けた。また、委託契約毎に毎月履行確認ができるチェックリストを作成し、履行確認漏れが生じないよう事務手続を改めた。</p> <p>今後も履行確認表を活用して担当が契約書どおりに履行されているかどうかを毎月確認し、提出書類には契約書類と履行確認チェックリストを添付し供覧することで、担当以外の者による履行確認の二重チェックも徹底する。</p>	<p>日田警察署</p>	<p>令和2年9月29日、10月29日</p> <p>注意事項 単身赴任手当について、JR久大線の不通に伴う交通手段変更に係る交通距離等の確認が不十分であったことから、変更の届出がなされていない事例が複数認められた。</p> <p>措置状況 全対象職員から交通距離変更に伴う届出を令和2年10月中に受理し、うち加算額が増加した職員4名について11月分給与より変更後の手当額にて支給している。</p> <p>手当の認定基準、届出時の必要書類、手当額内訳、支給の始期等記載の資料を全職員にメール配信、及び随時の手当認定時に届出職員に配付するなど、所属職員に対して各種手当の認定基準等の周知徹底を図る。また、毎月末に確認メールを全職員に送付し、受給している各種手当の内容について、認定事由に変更が生じていないか確認を行う。</p> <p>また、災害等の複数の職員が該当すると思われる変更事例を認知した場合は、速やかに事実確認を行い、担当者任せにすることなく幹部による複</p>
<p>(警察本部)</p>	<p>令和2年12月1日から12月2日まで、令和3年1月19日</p> <p>注意事項 パソコン(リース物品)を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、幹部会議において損傷事案の原因等について情報共有の上、署員に対してパソコン周辺に飲み物やキーボード上に物を置かないことなどの指示を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後も引き続き、例会等の機会を通じて、物品の適正管理と損傷事案の防止、精密機器を使用する際の基本事項を徹底し、指導教養に取り組み。</p>		
<p>中津警察署</p>	<p>令和2年10月27日、11月24日</p> <p>注意事項 物品(防弾面)を損傷させたことにより、県に</p>		

		眼的な内容確認を行う等、会計課内における内部チェック体制の強化に努める。	
~~~~~			
<b>監査委員公表第67号</b> 令和3年3月31日付け監査第789号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和3年8月10日			
1 指摘事項についての措置状況		大分県監査委員 首 藤 博 文 大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 井 上 明 夫 大分県監査委員 藤 田 正 道	
監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況	
(知事部局・商工観光労働部)			
産業科学技術センター	令和2年5月22日	<b>指摘事項</b> 公用車の管理について、自動車損害賠償責任保険及び自動車検査証の有効期間満了後に運行していた事実があったことから、再発防止の措置を執らなければならなかったにもかかわらず、自動車検査証の有効期間を周知するなどの公用車の適正管理の措置が徹底されていない事例や「庁用自動車等使用簿」にある「管理者点検記入欄」の記載がない事例などが認められた。	
<b>措置状況</b> 公用車のダッシュボード上への車検満了日の表示や、庁用自動車等使用簿の記載など、車両担当者だけでなく総務担当者全員で確認することを徹底した。 また、毎月実施するセンター会議、管理担当者会議において、交通安全及び車検切れ運行防止や定期点検を徹底するとともに、内部統制制度のチェックリスト一覧表等を活用することで、再発防			
2 注意事項についての措置状況		止に努めていく。	
監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況	
(知事部局・福祉保健部)			
こども・女性相談支援センター	令和2年4月16日	<b>注意事項</b> ETCカードの管理について、保管責任者は、使用簿の記載を使用者任せとし、また、カード返却後速やかに使用金額を確認するところを月締めで整理するなど、適正な管理がされていない事例が認められた。	
<b>措置状況</b> 保管責任者はETCカードの使用の要求があった都度、使用者へ交付し、使用後に通行区間を確認し返却を受けることとした。 休日、夜間の使用について用度管財課と協議し、使用した場合は、翌開庁日に使用状況の確認とカード（現物）の確認を行い、紛失等事故のないよう管理の徹底に努めている。 また、全職員に対し、ETCカードの適正管理について周知を図った。			